平成24年3月15日条例第8号

改正

平成25年12月12日条例第28号 平成28年3月16日条例第17号

大和高田市子ども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、当該子どもに係る医療費の一部を助成し、 もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(助成要件)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもを主として養育している者とし、この場合においての子どもは、大和高田市に住所を有する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している子どもの保護者
 - (3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の規定により医療費の助成を受けることができる者
 - (4) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の 法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によ って対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。) を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額
- (3) 市長が規則で定める額
- 2 第三者行為による医療費の助成は行わないものとする。

(証明書の交付等)

- **第5条** 市長は、対象者に対し、規則で定めるところにより医療費の対象となる子どもであること を示す証明書を交付するものとする。
- 2 対象者は、当該証明書を健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局において子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成金の返還)
- **第8条** 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、 市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給者資格登録等の停止)

第9条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の 利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給 を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行われた入院療養に係る医療費の助成について適用する。

附 則 (平成25年12月12日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大和高田市児童医療費助成条例の規定は、 同日以後に行われた入院療養に係る医療費の助成から適用する。

附 則 (平成28年3月16日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市児童医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に 行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成に ついては、なお従前の例による。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1の1の項中「児童」を「子ども」に改める。

別表第2の1の項中「大和高田市児童医療費助成条例による児童」を「大和高田市子ども医療費助成条例による子ども」に改め、同表の2の項中「大和高田市児童医療費助成条例による児童」を「大和高田市子ども医療費助成条例による子ども」に、「児童医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改め、同表の3の項から8の項まで中「児童医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

(大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部改正)

4 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例(平成20年条例第7号)の一部を次のように改正する。 第4条第4号中「大和高田市児童医療費助成条例」を「大和高田市子ども医療費助成条例」に、 「助成を受けることができる者」を「受給資格証の交付を受けた者」に改める。